

選定審査方法について

1. 審査方法

すべての応募団体を対象に書類審査及び面接審査を実施する。書類審査及び面接審査において総合的に採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定する。

また、得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定する。

選定後から基本協定の締結までの間に、指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者の候補者とする。

2. 審査点数について

- (1) 各委員の持ち点数は、採点者ごとに 100 点とする。それぞれの審査の合計点数は、『100 点満点/1 名×出席委員数＝満点』とする。
- (2) 審査の結果、評価の総合計点が満点の 60%以上に達した団体がない場合は、適格者なしとする。
- (3) 最上位の者が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点 2 点、2 番目の団体を順位点 1 点、その他の団体を順位点 0 点とし、その合計が最上位の団体を指定管理者の候補者と決定する。

それでもなお、最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の審査項目表中の優先順位の順に、各採点委員の合計点を比較し、最上位の団体を指定管理者の候補者と決定する。

優先順位	審査項目
第 1 位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第 2 位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第 3 位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第 4 位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第 5 位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第 6 位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。
第 7 位	(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

- (4) これらの選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

3. 採点の基準

採点は、次の表を基本として行うものとする。

配点基準	配点 10 点	配点 14 点	配点 20 点	配点 23 点
特に優れている（高度な能力を有している）	9～10 点	12～14 点	17～20 点	20～23 点
優れている（優れた能力を有している）	7～8 点	9～11 点	13～16 点	15～19 点
普通（能力を有している）	5～6 点	7～8 点	9～12 点	11～14 点
多少不十分（多少能力が乏しい）	3～4 点	4～6 点	5～8 点	6～10 点
不十分（能力が乏しい）	1～2 点	1～3 点	1～4 点	1～5 点
劣っている（能力がない）	0 点	0 点	0 点	0 点

4. 点数の付与

条例に定める次の指定の要件の審査においては、それぞれ該当の点数を付与する。

○ 管理経費の縮減

該当要件	配点
市の指定管理料の積算額（修繕費除く）と指定期間における指定管理料の提案額（修繕費を除く平均額）を比較し、削減率に応じて付与	2%以上 4%未満
	4%以上 6%未満
	6%以上 8%未満
	8%以上

○ 市長が定める要件（※3 点を上限に、審査項目ごとに 1 点ずつ付与する。）

該当要件	配点
次のいずれかに該当する場合 （グループ応募の場合はすべての者が満たしていること。） ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和 6 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を 1 人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 * 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者	1 点
次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条による認定を受けている場合（グループ応募の場合はすべての団体が満たしていること）	1 点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合	1 点
青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	1 点
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に掲げる高年齢者雇用確保措置のうち、65 歳以上への定年の引上げ（同項第 1 号）又は定年の定め廃止（同項第 3 号）を行っている場合（同項第 2 号の継続雇用制度は対象外）	1 点
市内に本社・本店を有している場合 （グループ応募の場合は 1 者以上が満たしていること。）	1 点
ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES（ステップ 2 以上）の登録又はエコステージ（ステージ 2 以上）の認証のいずれかを受けている場合（グループ応募の場合はすべての団体が満たしていること）	1 点

○ 市長が定める要件（※-3点を上限に、不祥事案1件につき3点を減点する。）

現指定管理者（共同企業体にあつては、各構成団体。以下同じ。）が応募（グループ応募を含む。）する場合で、現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の指定管理業務で不祥事案が発生したときは、配点（-3点）を上限として不祥事案1件につき3点を減点する。

減点の対象とする不祥事案は、当該施設の指定管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理者による信用失墜行為を受けて団体内で減給（報酬減額を含む。）以上の処分が行われたものに限る。なお、管理業務に関わりのない事案（私生活上の非違行為など）は、含まれません。